

第三者保証

レンゴ株式会社では、環境データ集に記載する環境データ（化石エネルギー投入量、廃棄物エネルギー投入量および再生可能エネルギー投入量、スコープ1・2のCO₂排出量およびスコープ3（カテゴリ3）の温室効果ガス 排出量）について、デロイトトーマツ サステナビリティ株式会社による第三者保証を受けています。

●保証範囲

レンゴ株式会社（対象事業所敷地内の一部の関連会社を含む）および省エネ法特定事業者の製造拠点

●保証対象

- 2022年度の化石エネルギー、廃棄物エネルギーおよび再生可能エネルギーの投入量（売電分を除く）
- 2022年度のスコープ1・2のエネルギー起源CO₂排出量（売電分を除く）、非エネルギー起源CO₂排出量、CH₄排出量、N₂O排出量
- 2022年度のスコープ3（カテゴリ3）の温室効果ガス排出量

●算定基準

- 「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン〈Ver.2.5〉」・化石エネルギー投入量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく単位発熱量を使用。
- 廃棄物エネルギー投入量および再生可能エネルギー投入量は、（一社）日本経済団体連合会「低炭素社会実行計画」の単位発熱量を使用。
- CO₂、CH₄、N₂O排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく排出係数を使用。また、電気の排出係数は、電気事業者ごとの排出係数（調整後排出係数）を使用。
- スコープ1およびスコープ2の温室効果ガス排出量は、温対法に基づく単位発熱量および排出係数を使用。また、電力の排出係数は、調整後排出係数を使用。
- スコープ3カテゴリ 3の温室効果ガスは、サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース〈ver.3.3〉電気や熱（蒸気・温水・冷水）、IDEAv3.3（化石燃料）の排出係数を使用。



Deloitte.
デロイトトーマツ

独立した第三者保証報告書

2023年10月18日

レンゴ株式会社
代表取締役社長兼COO 川本 洋祐 殿

デロイトトーマツ サステナビリティ株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

代表取締役 **長谷 友春** 

デロイトトーマツ サステナビリティ株式会社（以下「当社」という。）は、レンゴ株式会社（以下「会社」という。）が作成した「レンゴグループ環境データ集2023」（以下「報告書」という。）に記載されている の付された2022年度の環境データ（以下「環境データ」という。）について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任
会社は、会社が採用した算定及び報告の基準（報告書P01、P06及びP16）に準拠して環境データを作成する責任を負っている。また、温室効果ガスの算定は、様々なガスの排出量を結合するため必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質管理
当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規範」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質管理基準第1号「財務諸表の監査及びレビュー並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

当社の責任
当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、環境データに対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、「国際保証業務基準3000（過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務）（国際監査・保証基準審議会）」「国際保証業務基準3410（温室効果ガス報告に対する保証業務）（国際監査・保証基準審議会）及び「サステナビリティ情報監査実務指針」（サステナビリティ情報審議会）」に準拠して、限定的保証業務を実施した。
当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、及び以下を含んでいる。
・ 会社の見積り方法が、適切であり、一貫して適用されていたかどうかを評価した。ただし、手続には見積りの基礎となったデータのテスト又は見積りの再実施を含めていない。
・ データの信頼性、データ収集方法、原始データ及び現地に適用される仮定を評価するため、責任者への質問、証拠及び関連文書の閲覧を含む手続により、事業所の調査を実施した。
限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

限定的保証の結論
当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、環境データが、会社が採用した算定及び報告の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事実やその他の重要な点において認められなかった。

以上
Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited